

新 小 山 最 終 処 分 場

搬 入 の 手 引 き

2025年1月

一般財団法人 三重県環境保全事業団

目 次

1. 最終処分場の名称及び所在地 ······	1 頁
2. 受入日、受入時間 ······	1 頁
3. 気象情報、地震情報等による廃棄物の受入可否 ······	1 頁
4. 利用できる方 ······	2 頁
5. 受入対象廃棄物 ······	2 頁
6. 受入基準 ······	2 頁
7. 申込から受入までの手続き ······	2 頁
8. 産業廃棄物埋立処分委託契約の締結 ······	2 頁
9. 契約保証金の預託 ······	2 頁
10. 排出事業所からの廃棄物の搬入時の遵守事項 ······	3 頁
11. 申込及び契約内容の変更 ······	3 頁
12. 処分単価及び処分料金の請求と支払い ······	3 頁
13. 廃棄物の積載及び計量 ······	3 頁
14. 受入拒否、搬入一時停止等 ······	4 頁
15. 電子マニフェストでの搬入 ······	4 頁
16. その他留意事項 ······	4 頁

図—1 「産業廃棄物搬入までの流れ」 ······	5 頁
資料 1 「共通基準」 ······	6 頁
資料 2 「個別基準」 ······	7 頁
資料 3 「申込時における分析項目」 ······	8 頁
別紙 1 「廃棄物の運搬及び搬入時の注意事項」 ······	9 頁
図—2 「廃棄物搬入車両経路図」 ······	10 頁
別紙 2 「紙マニフェストについて」 ······	11 頁

廃棄物の受入要領

1. 最終処分場の名称及び所在地

名 称 : 新小山最終処分場(以下「処分場」という。)
所在地 : 四日市市小山町西北野 3140 番 2 他 462 筆
(事務所:四日市市小山町 3234-1)
連絡先 : 廃棄物管理部 管理課
TEL : 059-328-2567 FAX : 059-328-2967
メールアドレス shinoyama@mec.or.jp

2. 受入日、受入時間

(1) 受入日

月曜日～金曜日

ただし、以下に掲げる日を除きます。

- ① 祝日(振替休日を含む)
- ② 12月29日～1月3日

(2) 受入時間

9時～12時、13時～16時

3. 気象情報、地震情報等による廃棄物の受入可否

(1) 受入停止

気象庁より、次の気象警報が発表された場合、受入停止とします。

- ・特別警報(大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報)
- ・警報(大雪警報、暴風警報、暴風雪警報)

(2) 次の場合、受入を停止する可能性があります。

- ① 前述(1) 受入停止の気象警報の発表が想定される場合
- ② 気象庁より、大雨警報が発表され、埋立処分作業に支障が生じた場合
- ③ 気象庁より、記録的短時間大雨情報が発表され、埋立処分作業に支障が生じた場合
- ④ 気象庁より、地震発生が発表され、埋立処分作業に支障が生じた場合
- ⑤ 落雷の可能性が高まり、一般財団法人三重県環境保全事業団(以下「事業団」)により、埋立処分作業が危険と判断した場合
- ⑥ 天災等による停電により、埋立処分作業に支障が生じた場合
- ⑦ 処分場内の埋立状況、事故や労働災害等の発生により、受入停止する必要が生じた場合
- ⑧ その他、事業団が特に必要と認めた場合

(3) 受入の可否については、事前にお問い合わせください。なお、可能な限り、事業団HPの掲載等による案内を行います。

4. 利用できる方

- (1) 三重県内に産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の排出源を有する事業者
- (2) その他、特に事業団が認めた者

5. 受入対象廃棄物

三重県内より排出されるもので、次に示す廃棄物の種類に該当するもの。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)上の特別管理産業廃棄物は受け入れできません。

- ①燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く) ②汚泥(水銀含有ばいじん等を除く) ③廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む) ④動植物性残さ(貝殻に限る) ⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む) ⑧鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く) ⑨がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) ⑩ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く) ⑪令 13 号廃棄物

6. 受入基準

受入基準は廃棄物処理法による廃棄物埋立基準を遵守することに加え、資料1「共通基準」及び資料2「個別基準」を適用します。

7. 申込から受入までの手続き(図-1 「産業廃棄物搬入までの流れ」参照)

- (1) 廃棄物埋立処分委託申込書等(様式第1号～4号)を提出していただきます。
- (2) 廃棄物の運搬を委託する場合は、運搬業者の収集運搬業許可証の写しを添付してください。なお、自社運搬の場合は不要となります。
- (3) 必要に応じ、事業団より排出事業所に出向いて申込廃棄物についての発生工程等の確認を行い、分析が必要な廃棄物は、性状分析のためのサンプルを採取します。
なお、性状分析のための測定に係る費用は排出事業者の負担とします。
- (4) 申込廃棄物の性状分析の結果が共通基準の審査対象諮問基準を満たした場合は、産業廃棄物埋立処分委託契約の締結となります。また、満たしていない場合は、審査会において申込廃棄物の内容等を検討し、受け入れができるか審査します。
- (5) 契約締結完了後に、搬入可能となります。

8. 産業廃棄物埋立処分委託契約の締結

産業廃棄物埋立処分委託契約は、原則、事業団様式の産業廃棄物埋立処分委託契約書で行います。

9. 契約保証金の預託(継続契約の場合)

産業廃棄物埋立処分委託契約締結にあたっては「契約保証金要綱」により契約保証金を預託してください。

10. 排出事業所からの廃棄物の搬入時の遵守事項

- (1) 廃棄物の搬入にあたっては、別紙1に示す「廃棄物の運搬及び搬入時の注意事項」を遵守してください。
- (2) 石綿含有産業廃棄物(非飛散性の廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の受入は、別紙案内「石綿含有産業廃棄物(非飛散性)の受入基準の順守のお願いについて」を遵守してください。

11. 申込及び契約内容の変更

既に提出した申込書及び契約の内容に下記の変更が生じる場合は、あらかじめ事業団に連絡し、事業団の指定する様式第5号により変更内容を届け出て必要な手続きを行ってください。

なお、変更内容により再申込となる場合がありますので必ず事前に連絡してください。

- ① 廃棄物の発生工程及び製造原料
- ② 廃棄物の性状、形状
- ③ 搬入数量
- ④ 運搬方法等(運搬業者及び運搬車両)
- ⑤ 排出事業所の住所、名称、代表者名
- ⑥ その他、事業団が届出を必要と判断するもの

12. 処分単価及び処分料金の請求と支払い

- (1) 処分単価は、「産業廃棄物埋立処分単価表」によります。
- (2) 処分料金は、当月末締め、翌月請求とし事業団の指定する金融機関に、請求日から30日以内に現金でお振込みください。
- (3) 建設汚泥など処分期間を限定したもの(一過性の廃棄物)は、処分料金を前納していただく場合があります。

13. 廃棄物の積載及び計量

- (1) 廃棄物の積載は、原則として単載とします。
- (2) 搬入数量は、事業団の計量結果とします。
- (3) トラックスケール及び計量システムの故障時及び停電時は、最大積載量が4tの車は4t、10tの車は10tを搬入数量とします。

14. 受入拒否、搬入一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合、廃棄物の受入拒否(返却を含む。)、一時受入停止、もしくは契約解除の措置を講ずることがあります。

- (1) 別紙1「廃棄物の運搬及び搬入時の注意事項」の各号の一つに違反したとき。
- (2) 搬入廃棄物が、資料2「個別基準」に違反したとき(大きさ等)。
- (3) 契約外廃棄物、及び契約外廃棄物の混入がみられる廃棄物を搬入しようとした場合、もしくは搬入した場合。
- (4) 産業廃棄物埋立処分委託契約内容への違反が確認されたとき。
- (5) 産業廃棄物管理票(以下、「紙マニフェスト」という。)又は電子マニフェスト連絡票等の不携帯及び不正が認められたとき。
- (6) 廃棄物処理法及び関係法令に違反したとき。
- (7) その他事業団が埋立処分事業の運営に支障があると認めるとき。

15. 電子マニフェストでの搬入

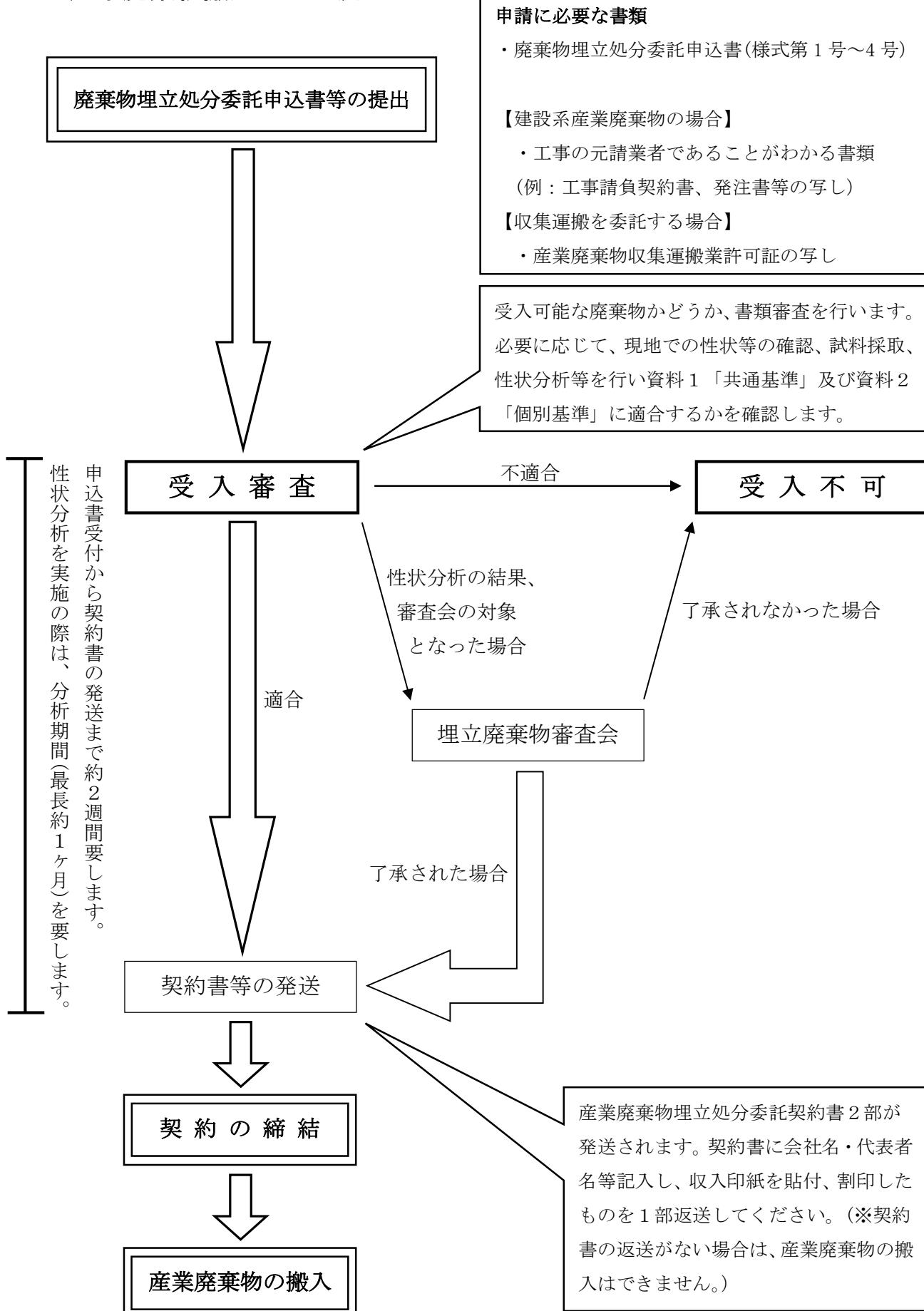
当処分場においては、紙マニフェストの他に電子マニフェストでの受入も行っておりますので、事前にご連絡ください。

なお、廃棄物が石綿含有産業廃棄物の場合には、紙マニフェスト又は電子マニフェストに「石綿含有産業廃棄物」であることを記載してください。

16. その他留意事項

排出事業者及び運搬業者の不注意、もしくは天災等不可抗力により処分場内で発生した事故について、事業団は一切責任を負いませんのでご注意ください。

産業廃棄物搬入までの流れ



廃棄物埋立処分委託申込書は(一財)三重県環境保全事業団のホームページからもダウンロードできます。
(URL <http://www.mec.or.jp/>)

資料1 共通基準

廃棄物処理法における埋立基準及び埋立廃棄物審査会の諮問基準

番号	判定項目	埋立基準 (廃棄物処理法)	審査対象諮問基準	
			溶出試験	成分含有量試験
1	鉛	0.3 mg/L以下	0.1 mg/L以上	—
2	ひ素	0.3 mg/L以下	0.1 mg/L以上	—
3	カドミウム	0.09 mg/L以下	0.03 mg/L以上	—
4	六価クロム	1.5 mg/L以下	0.5 mg/L以上	—
5	シアノ化合物	1 mg/L以下	0.3 mg/L以上	—
6	セレン	0.3 mg/L以下	0.1 mg/L以上	—
7	水銀	0.005 mg/L以下	0.001 mg/L以上	—
8	アルキル水銀	検出されないこと	—	—
9	有機リン化合物	1 mg/L以下	検出した場合	—
10	PCB	0.003 mg/L以下	検出した場合	—
11	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.03 mg/L以上	—
12	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	0.03 mg/L以上	—
13	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	0.06 mg/L以上	—
14	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	0.006 mg/L以上	—
15	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	0.01 mg/L以上	—
16	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	0.3 mg/L以上	—
17	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	0.1 mg/L以上	—
18	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	1 mg/L以上	—
19	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	0.02 mg/L以上	—
20	1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L以下	0.006 mg/L以上	—
21	チウラム	0.06 mg/L以下	0.02 mg/L以上	—
22	シマジン	0.03 mg/L以下	0.01 mg/L以上	—
23	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	0.06 mg/L以上	—
24	ベンゼン	0.1 mg/L以下	0.03 mg/L以上	—
25	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	0.15 mg/L以上	—
26	ダイオキシン類	(含有量) 3 ngTEQ/g以下	—	1 ngTEQ/g以上
27	n-ヘキサン抽出物質(油分)	(含有量) 5% 以下	—	2% 以上
28	総水銀	(含有量) 15mg/kg以下	—	5mg/kg以上
29	含水率	85% 以下	—	—
30	熱灼減量	—	—	40%以上

注：廃棄物処理法における埋立基準

番号1～26は、「金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭48総令5号)」

番号27は、「油分を含むでい状物の取扱について(昭51環水企第181号)」

番号28は、「廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ、同法施行規則第9条8の2」

番号29は、「廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号ヘ」の汚泥の埋立処分

- ① 埋立基準に適合していても諮問基準に適合していない場合は、埋立廃棄物審査会で審議されます。
- ② 不法投棄廃棄物などの廃棄物の性状が不均一であると思われる場合は、審査対象とさせていただきます。
- ③ 維持管理上支障(水処理施設への過負荷等)をきたすと思われる廃棄物については、搬入の可否又は方法等について協議させていただきます。

資料2 個別基準

廃棄物の種類ごとに受入のための基準(個別基準)を設定しています。下記、個別基準に適合しない廃棄物は受入できません。

種類	個別基準
燃えがら	—
汚泥	無機性のものに限る。 著しい悪臭の発生がないこと。
動植物性残渣	貝殻に限る。 (腐敗性がなく、また、著しい悪臭の発生がないこと)
鉱さい	—
ばいじん	—
廃プラスチック類	最大径15cm以下であること。 中空な状態でないこと (発泡スチロールなどは受入れられません)。 水銀使用製品産業廃棄物でないこと。 フィルム、シート状など、飛散しやすい形状でないこと。
金属くず	最大径概ね20cm以下であること。 水銀使用製品産業廃棄物でないこと。
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	最大径概ね30cm以下であること。 中空な状態でないこと。 水銀使用製品産業廃棄物でないこと。 飛散しやすい形状でないこと。
がれき類	最大径概ね30cm以下であること。 木くず等の異物が混入されていないこと。
石綿含有廃棄物(非飛散性) 〔 ・廃プラスチック類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず ・がれき類 〕	原則、破碎切断は行わず、現容姿のまま搬入すること。加えて、廃棄物の荷下ろし時の飛散防止措置（十分な湿潤など）を講じること。 破片、切断くず等で概ね30cm以下のものは、十分湿潤させ袋詰めにて搬入すること。また、袋詰めは、内容物が確認できる透明な袋を使用すること。 別紙案内「石綿含有産業廃棄物（非飛散性）の受入基準の順守のお願いについて」をご覧ください。
廃棄物の荷下ろし時の飛散防止措置を講じること。 「木くず・紙くず・繊維くず」は受入れられません。	

資料3 申込時における分析項目

番号	分析項目	燃え が ら る	汚泥	鉱さい	ばい じん	金属 くず	令13号	廃プラス チック類	動植物 残渣	ガラス くず等	がれ き類
1	鉛	○	○	○	○	※○	○	※○	※○	※○	※○
2	ひ素	○	○	○	○	※○	○	※○	※○	※○	※○
3	カドミウム	○	○	○	○	※○	○	※○	※○	※○	※○
4	六価クロム	○	○	○	○	※○	○	※○	※○	※○	※○
5	シアン化合物	○	○		○		○				
6	セレン	○	○	○	○		○				
7	水銀	○	○	○	○	※○	○				
8	アルキル水銀	水銀が検出された場合に分析を実施します									
9	有機リン化合物		※○				※○				
10	P C B	※○	※○		※○		※○				
11	トリクロロエチレン		※○				※○				
12	テトラクロロエチレン		※○				※○				
13	ジクロロメタン		※○				※○				
14	四塩化炭素		※○				※○				
15	1, 2-ジクロロエタン		※○				※○				
16	1, 1-ジクロロエチレン		※○				※○				
17	シス-1, 2-ジクロロエチレン		※○				※○				
18	1, 1, 1-トリクロロエタン		※○				※○				
19	1, 1, 2-トリクロロエタン		※○				※○				
20	1, 3-ジクロロプロパン		※○				※○				
21	チウラム		※○				※○				
22	シマジン		※○				※○				
23	チオベンカルブ		※○				※○				
24	ベンゼン		※○				※○				
25	1, 4-ジオキサン	※○	※○		※○		※○				
26	ダイオキシン類	※○	※○		※○		※○			※○	※○
27	n-ヘキサン 抽出物質(油分)		※○								
28	総水銀	○	○	○	○						
29	含水率		○								
30	熱灼減量	○	※○		※○						
31	比重		※○					※○		※○	

- 「○」の項目については、必須項目とします。また、「※」が付いている項目は廃棄物の発生工程・原材料等により実施する場合があります。
- 申込物によっては、処分場の維持管理上支障(水処理施設への過負荷等)をきたすと思われる場合、上記以外の項目についても実施する場合があります。

【廃棄物の分析方法】

番号1～26は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭48環告13号)」

番号27は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭49環告64号)」

番号28は、「底質調査方法(平成24年8月環境省水・大気環境局)」

番号29・30は、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について(昭52環整第95号別紙2のII)」

番号31は、当事業団の定める「受託廃棄物比重測定方法」

廃棄物を運搬、搬入する際には、次の事項に充分留意してください。

1. 現場から処分場までの注意事項

- (1) 運搬経路は事業団の指定した道路によるものとし、それ以外の道路の通行を禁じます。(図一2 「廃棄物搬入経路図」参照)
- (2) 運搬においては、道路交通法を遵守することはもとより、特に本処分場周辺地域の通行に際して周辺地域の車両を最優先とし安全かつ適切に行ってください。また、過積載には十分ご留意ください。
- (3) 運搬車は、廃棄物処理法及び関係法令を遵守し、廃棄物あるいは廃棄物中の水分等が飛散、流出、または落下しないよう充分な措置を講じてください。
- (4) 運搬車は処分場に午前9時以降及び午後1時以降に到着するようにし、処分場周辺道路での時間待ちはしないでください。
- (5) 受入時間の指定をされた場合は、これに従ってください。

2. 計量時の注意事項

処分場の受付等は、次の順序で行ってください。

- (1) 処分場に到着したら、速度を落とし、ゆっくり受付所のトラックスケールに上がり停止します。
- (2) 受付所係員に、紙マニフェスト(B1票～E票)又は電子マニフェスト連絡票等2部を渡します。なお、紙マニフェストA票は、紙マニフェスト記入後の排出事業者控えとなります。
- (3) 受付所係員より、引受数量等印字後、紙マニフェスト又は電子マニフェスト連絡票等を返却いたします。(なお、D票・E票は後日事業団より郵送いたします。)

3. 処分場内の注意事項

- (1) 処分場現場係員の指示に従い、所定の場所で荷降ろししてください。
- (2) 処分場内の走行速度は、20km/h以下を厳守してください。
- (3) 次の行為を禁止します。

①荷下ろし時のアオリハタキ行為

※当処分場には住宅が隣接しています。騒音を発生させる行為は厳禁とします。

②他車両への煽り運転

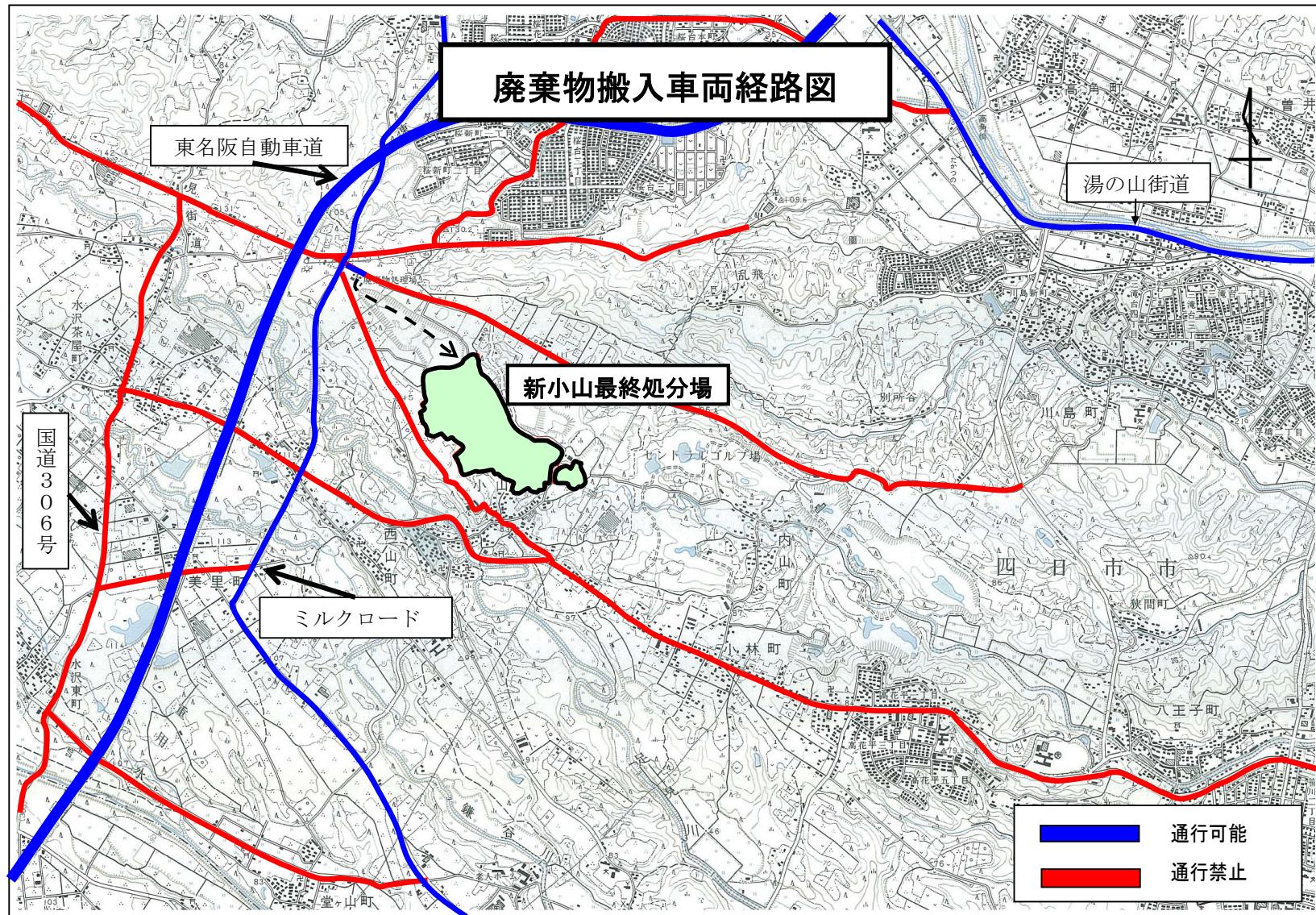
③ごみのポイ捨て

4. 荷下ろし時における飛散対策、粉塵対策について

搬入廃棄物によっては、埋立地内において荷下ろし時の飛散防止、粉塵防止のため運搬車両の荷台に散水を実施します。

委託運搬の場合は、委託運搬業者様へのご説明をお願いいたします。

図-2



紙マニフェストについて

- 1 排出事業者は、事業団専用の紙マニフェストを購入し、必要事項を記入し押印してください。
- 2 搬入時に受付所で係員に手渡してください。
- 3 排出事業者及び収集運搬業者は処分終了後、それぞれ必要な紙マニフェストを回収し、5年間保管してください。

紙マニフェスト (7枚複写)	A票 (1枚目) 排出事業者控 C 1票(2枚目) 処分業者保存 B 1票(3枚目) 運搬業者控 B 2票(4枚目) 運搬業者→排出事業者 C 2票(5枚目) 処分業者→運搬業者 D票 (6枚目) 処分業者→排出事業者 E票 (7枚目) 処分業者→排出事業者 * D票及びE票は、後日事業団より郵送いたします。
--------------------------	--

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票				
排出者（事業者）	交付年月日	年月日	廃棄物番号	
	排出者（会社名）		交付番号	
	住所 〒 — TEL		中間処理産業廃棄物 管理交付者（処分委託者）の氏名または名称及び管理票の交付番号（登録番号）	
	排出事業場（排出場所 名称）		交付者氏名	
	住所 〒 — TEL		備考：通信欄 □ 帳簿記載のとおり □ 当欄記載のとおり	
産業廃棄物	産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物）			廃棄物の内容
	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> ガラスくず等 * <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 磁性物 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 動植物性残渣 <input type="checkbox"/> はいじん <input type="checkbox"/>			最終処分の場所 委託契約書のとおり 管理型埋立処分 数量 □ m ³ <input type="checkbox"/> 荷姿 □ t <input type="checkbox"/> バラ <input type="checkbox"/> その他
	備考・通信欄 ※石綿含有産業廃棄物 ※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有はいじん等を除く。			
	*ガラスくず等とは、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずをいう。			
	氏名又は名称			
収集運搬業者	運搬業者コード		運搬担当者氏名	
	住所 〒 — TEL		運搬終了年月日	年月日
	管理型埋立処分		搬入数量	引受署名
	名 称：一般財団法人三重県環境保全事業団 新小山最終処分場 所在地：〒512-1102 四日市市小山町西北野地内 他 TEL059-328-2567 (許可証のとおり)		トン	終了署名
	排出事業者確認用		B 2票 年月日	D 票 年月日
発行元：一般財団法人 三重県環境保全事業団 (直行用)				

紙マニフェスト 「事業団専用」